

分割・民営化
10万人首切り
阻止

スト決起は正当行為

第一波の「日鉄法」
不当処分者
98名
処分無効を提訴

日刊 動労千葉

86. 5. 3

No. 2231

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五・六（公衆）〇四七二（22）七二〇七

動労千葉は、四月三十日、千葉地裁に対し、第一波闘争での「日鉄法」による不当処分者九八名について、懲戒処分無効確認請求の訴えを起した。これで、第一波闘争に対する不当解雇二十名を含む全被処分者について（戒告一名を除く）提訴が完了し、今後、法廷において、処分のデタラメを暴き、全員の処分撤回に向けた闘いが本格的に開始される。第二波に対する不当処分の発令（解雇を除く）が近々にも予想されており、改めて中曽根・当局への怒りをたぎらせ、分割・民営化十万人首切り阻止への決意を打ち固めよう。

断じて許せぬ不当労働行為

動労千葉が、今回、従来の「日鉄法」処分については法的に争ってはこなかった例によらず、「日鉄法」による被処分者について提訴にふみ切ったのは、①今回の処分が政治的処分であり、不当労働行為そのものであること。さらに、労働協約を無視した全くデタラメなものであること。②何よりも、処分が、まだ何らの決定でもない「分割・民営化」に向けた選別の材料につかわれるおそれが強いということである。

生活と職場を守るためのスト決起

本件提訴の趣旨は、第一に、「公労法」に定められた団体交渉すら無視し、雇用安定協約をも破棄するという中で、一方的に政府・当局の方針をおしつけ、生活をおびやかさんとする事に対し、労働者がストをもって職場と生活を守ろうとする事は極めて正当な行為である。これに対し、「公労法」第十七条を適用することは違憲。

第二に、「日鉄法」第三条が予想する職員の内行は、いわゆる「非行」のみに限られるのであり、ストライキは何ら「非行」行為ではない正当防衛行為であり、「日鉄法」適用の余地はない。

弁明・弁護の手続きすら

無視した「違法」処分

第三に、今回の処分が、国鉄分割・民

営化に反対する動労千葉の闘争力を減殺する目的からなされたことは明白で、組合に対する支配介入「労働組合法」第七条三号の不当労働行為そのものであること。さらには、動労千葉の組合員であることをもって、従来はない、重処分を科しており、「労組法」第七条一号の不利益取り扱いに該当し、処分は無効である。

第四に、当局と組合で交わした「懲戒の基準に関する協約」に違反したものであること。すなわち、協約に定める非公開、個別審理での弁明・弁護という手続きを無視し、公開で三〇数名を一括して実施せんとしたばかりか、結局は処分者の内、十一名について、しかも全く不充分に弁明・弁護をやったにすぎないにもかかわらず処分を強行してきたこと。

第五に、かつてない不当な重処分であり、懲戒権の濫用である。ということである。

「61・11ダイ改」11万人首切り阻止、第三・四波を準備しよう

当局・権力は、動労千葉のストにより追いつめられたがゆえに凶暴な重処分をかけてきた。われわれの闘いが正しいが故に反動も又、大きいのである。いよいよ本格的段階を迎えた国鉄決戦に勝利するためにも、組織の団結を打ち固め、処分恫喝をはねのけ、「61・11ダイ改」阻止へ、第三波、第四波の闘いを準備しよう。